

## 新たな専門部会の設置について

### 1 専門分科会を設置することの目的

平成 26 年 9 月 1 日に開催された 9 回子ども・子育て会議において審議した子ども条例について、及び 11 月 27 日に開催された第 12 回子ども・子育て会議で事務局から説明した今後の保育所のあり方について、より審議を深めるため 2 つの分科会を設置する。

### 2 (仮称) 子どもの権利条例分科会

#### (1) 設置目的

近年、子どもを取り巻く社会環境は変化しており、特に本市においては東日本大震災と原発事故による放射線被害で、子どもたちが健やかに育つ環境に影響があった。

今後、本市の子どもたちが健やかに成長するための環境整備の指針となる子どもの権利条例の整備について検討する。

#### (2) 検討内容

- ①子ども条例制定の目的
- ②子ども条例の内容
- ③その他

### 3 (仮称) 保育所分科会

#### (1) 設置目的

保育所を取り巻く環境は、保育士不足や保育士の処遇改善など問題を抱えているとともに、子ども子育て支援新制度の実施に伴い保育所の質も重要な課題となっている。

このような課題等を把握し、今後の保育所のあり方や問題可決に向けた施策の検討を行うため、専門部会を設置する。

#### (2) 検討内容

- ①市内保育所の現状把握（アンケート調査等による課題等の整理）
- ②保育所及び保育士の質の向上に向けた施策の検討
- ③公立・認可・認可外保育施設ごとの対応策と施策の検討
- ④その他

### 4 専門部会の構成員

子ども子育て会議委員により構成。定員については、現在の分科会の例に倣い 10 名程度を想定。